

本書、小児看護学①『小児の発達と看護』は、新しい時代に対応する看護学基礎教育テキスト「ナーシング・グラフィカ」の小児看護学のテキストとして編集しました

今日、子どもの生活習慣病の増加、こころの問題、思春期の子どもの自殺、育児不安、児童虐待など、子どもを取り巻く社会や家族に深く関わる子どもの健康問題が増加しています。現代の子どもは、健やかに発達し生きていくことが困難な状況に置かれているといっても過言ではありません。21世紀初頭における母子保健の国民運動として取り組まれてきた「健やか親子21」は、2014年に最終評価がなされ、今後の課題と次期計画に向けた提言の柱として、①思春期保健対策の充実、②周産期・小児医療・小児在宅医療の充実、③母子保健事業間の有機的な連携体制の強化、④安心した育児と子どもの健やかな成長を支える地域の支援体制づくり、⑤「育てにくさ」を感じる親に寄り添う支援、⑥児童虐待防止対策の更なる充実、が示されています。私たち小児看護に携わる看護師は、権利を有する一人の人として子どもを尊重し、さまざまな健康レベルの子どもが社会の中で健やかに発達し生きていくことができるように、看護を提供していく責務があります。

本書では、子どもを発達していく存在であり、年齢や健康レベルにかかわらず、権利を有し行使することができる主体であるにとらえています。そして、子どもを育む家族も看護の対象として位置付け、家族に対して看護を提供するとともに、家族と看護師がパートナーシップを形成し、子どもの発達を支援し、子どもにとっての最善のケアを提供することができるように家族と共に取り組むことが重要であると考えています。看護基礎教育レベルに照準を合わせた内容とし、全体を通して、子どもの権利の尊重、子どもの発達の理解と発達段階に応じた看護、家族への看護を重視して構成しています。

2011（平成23）年に文部科学省から「看護系大学におけるモデル・コア・カリキュラム導入に関する調査研究」の報告書が出されました。この報告書の中で、看護職者が提供する看護実践である「ヒューマンケア」「根拠に基づく看護」「特定の健康課題に対応する看護」「看護ケアの改善とチーム医療づくり」「専門職としての研鑽」を遂行する20のコアとなる看護実践能力、卒業時到達目標、教育内容、学習成果が示されています。また、看護師国家試験出題基準（平成26年版）では、保健師教育、助産師教育及び看護師教育のカリキュラム改正の趣旨や教育

内容を踏まえて、見直しが行われています。小児看護学に関しては、子どもの権利の重視、子どもと家族にとって最善の利益を供するように、小児看護に特有な知識及び技術に関する項目が提示されています。

本書は、これらに対応できる内容となっています。第1章では、小児看護学で用いられる概念・理論を取り上げています。第2章では、子どもの発達段階に応じた看護を学習できるように、セルフケアの発達と看護の項を設けました。第3章では、健康障害や入院が子どもや家族に及ぼす影響と看護、急性期・慢性期・終末期それぞれの状況にある子どもと家族への看護、検査や処置・手術・外来それぞれの場面における子どもと家族への看護、在宅における子どもと家族への看護、災害を受けた子どもと家族への看護、さらには虐待を受けている可能性のある子どもと家族への看護を取り上げ、健康障害の子ども・家族の看護の総論を学習できるような内容としました。第4章では、小児看護の実践の場で重要な課題となっている7つのテーマ「集中治療」「ハイリスク新生児」「先天的な健康問題」「心身障害」「痛み」「在宅での終末期」「成人への移行」を取り上げました。各テーマについて、具体的な事例の展開を通して、第1章から第3章までの学習内容を、看護実践にどのように活用していくことができるのかを理解することができるようにしています。

本企画の意図が皆さまに十分理解され、看護学生ばかりでなく実践の場で活躍しておられる看護者の方々にも、広く活用していただければ幸いです。

高知県立大学看護学部教授

中野 綾美